

令和3年4月15日

南相馬市農業委員会
4月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年4月15日(木)午後1時30分開会

場 所 原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」集会室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	欠
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	出
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし

3. 出席職員

事務局

① 局長 増山 善樹 ②次長 佐藤 光 ③主査 山本 将之

④副主査 米本 一樹 ⑤主事 平田 幸子

農政課

① 副主査 島 健太郎 ②副主査 但野 莉菜

4. 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 9 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 10 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 11 号 農地専門委員会の開催報告について
- 日程第 6 報告第 12 号 農地専門委員会の開催報告について
- 日程第 7 報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の貸借の解約等の通知について
- 日程第 8 報告第 14 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 9 議案第 45 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 10 議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 11 議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 12 議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第 13 議案第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）
- 日程第 14 議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
- 日程第 15 議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第 16 議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第 17 議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）
- 日程第 18 議案第 54 号 現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 ただいまより、令和3年4月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。先ず欠席について報告いたします。欠席通告者は16番委員であります。1番委員につきましては、所用のため、午後3時30分に退席の通告がありましたのでよろしくお願ひ申し上げます。

出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号14番 二谷純市委員、15番 半谷眞知子委員、17番 佐藤良一委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。

3月23日、第2回南相馬市一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会において、伊達・福島、両市の処理施設見学会が開催されました。両市施設における「ごみの分別の方法」や「燃焼熱を利用した温水プール」などの先進事例を視察したところです。

以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第9号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第2号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第9号専決第2号についてご説明いたします。議案書2ページから4ページになります。贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して「農業経営継続証明書」を交付した事案について、贈与税納税猶予が1件、不動産取得税徴収猶予が2件ございました。詳細につきましては、記載のとおりでございます。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 日程第4、報告第10号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。

調整委員主任の5番委員からの報告を求めます。

5番委員 報告第10号についてご説明いたします。議案書5ページになります。内容としては、去る3月23日午前10時より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社より担当者2名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。

協議内容についてですが、福島県農業振興公社側から、田について10アール当たり40万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は208万2,205円となりました。

この件は、議案第45号、議案書28ページ及び別紙資料集2ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 日程第5、報告第11号「農地専門委員会の開催報告について」を議題といたします。

農地専門委員会委員長からの報告を求めます。

委員長 それでは農地専門委員会の開催報告をいたします。開催日時、3月30日火曜日午後2時から午後4時までです。場所、出席者は記載のとおりです。協議概要は、今回は小高駅東部地区で直置型太陽光発電設備の設置に伴う23件の申請があったことから、地域営農に与える影響について協議を行いました。

小高駅東部地区の農地転用申請について、個々の申請面積は小さいですが、申請地が隣接しており、合計すれば2ヘクタールを超える案件なので農地専門委員会を開催しました

詳細については、議案第52号及び議案第53号の農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についての中で報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、報告第12号「農地専門委員会の開催報告について」を議題といたします。

農地専門委員会委員長からの報告を求めます。

委員長 それでは農地専門委員会の開催報告をいたします。開催日時、4月8日木曜日午後1時30分、場所、原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」集会室です。協議事項は「小高駅東部地区の農地転用許可申請」についてです。

詳細については、議案第53号の農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についての中で報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第7、報告第13号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について」を議題といたします。

事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第13号についてご説明いたします。議案書9ページから24ページになります。今回、79件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第8、報告第14号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。

事務局からの報告を求めます。

事務局

報告第14号についてご説明いたします。議案書25ページから27ページ、整理番号1番から5番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、昭和43年頃に住宅を新築した時から宅地への進入通路として使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

整理番号2番については、昭和50年頃に亡き父が自宅の隣に農業用倉庫を建築しました。今般、自宅を新築するにあたり土地調査を行ったところ、農地の一部に越境していたことが判明したものです。

整理番号3番については、昭和62年頃に住居兼農業用倉庫を建築した際に一部が農地に越境し、同時に、新たな進入路を整備しました。今般、息子が事業用地に利用するため土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号4番については、平成23年3月に土捨場への作業用道路として整備し現在も使用しています。今般、隣接地を使用する計画があり土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

整理番号5番については、平成26年に当該地を一般住宅及び温浴施設として使用する目的で転用許可を受けましたが、一般住宅を当初計画と異なる位置（同地内）に建築してしまいました。また、親族の経営する事業で早急に資材置場が必要となり、温浴施設計画地を資材置場として今日まで使用しているものです。以上です。

議長

ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長

次に、日程第9、議案第45号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案は議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号10番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、17番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議長

再開します。事務局から整理番号10番の説明を求めます。

事務局 議案第45号、整理番号10番についてご説明いたします。議案書28ページ及び別紙資料集の3ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第45号についてご説明いたします。内容につきましては記載のとおりです。なお、利用権設定に係る賃借料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。17番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。それでは、議案第45号「農用地利用集積計画の決定について」の残り全部を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第45号の残り全部についてご説明いたします。議案書28ページ及び別紙資料集の1ページから5ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 それでは議案第45号についてご説明いたします。今回所有権移転が1件、利用権設定が37件となっております。内容につきましては記載のとおりです。なお、所有権移転に係る対価及び利用権設定に係る賃借料については、双方合意の

うえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 　　15番委員。

15番委員 　無償が3件あります。先ほどの利用権設定関係のところでは、先ほどちょっと質問するのをよく目を通さなかったのですみません。整理番号8、9、10番の3件が無償というのがちょっとわからなかったので、17番委員から、無償の理由について説明いただけませんか。

議 長 　　暫時休議します

(休議)

議 長 　　再開します。農政課。

農政課担当 　ご質問いただきました整理番号8番から10番の案件につきまして、借地を無償としている内容を改めて確認させていただきまして、事務局を通してご報告を申し上げたいと思います。

議 長 　　10番については決しています。ですので、8番と9番の2点の無償についての質疑となりますが、これは鳥獣害、イノシシの被害が大変多いために無償になったようでございます。

議 長 　　ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第10、議案第46号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第46号についてご説明いたします。議案書29、30ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件に

ついて許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 日程第11、議案第47号「農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第47号についてご説明いたします。議案書31、32ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号1番については、議案第47号申請番号3番及び議案第53号申請番号18番の関連案件です。

申請番号3番については、議案第47号申請番号1番及び議案第53号申請番号18番の関連案件です。

申請番号4番については、議案第53号申請番号21番の関連案件です。

申請番号5番については、議案第53号申請番号19番及び20番の関連案件です。

調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第48号についてご説明いたします。議案書33ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号1番については報告第14号整理番号1番の追認を得るための案件です。

申請番号2番については報告第14号整理番号2番の追認を得るための案件です。

申請番号3番については報告第14号整理番号3番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番2番について、9番委員。

9番委員 議案第48号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページです。申請内容は記載のとおりです。去る4月11日午前8時30分より、申請者本人から説明を受け、また、調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査の結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。

次に、申請番号2について調査報告いたします。現地案内図は2ページです。申請内容記載のとおりです。去る4月11日午後1時30分より、代理人行政書士から説明を受け、調査書の調査項目に基づき聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 続きまして、申請番号3番について、13番委員。

13番委員 議案第48号申請番号3番について事前調査を報告します。本議案は、報告第14号整理番号3番と関連する案件であります。現地案内図は3ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る4月12日午前11時頃より代理人行政書士の立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。

皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第49号「農地法第4条の規定による許可申請について（県許可分）」を議題といたします。

 事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第49号についてご説明いたします。議案書34ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第14号整理番号4番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第49号申請番号1番につきまして、現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページになります。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりであります。去る4月12日午前9時より、代理人行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

 皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第50号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。

 事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第50号についてご説明いたします。議案書35ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。報告第14号

整理番号5番の違反の追認を得るための案件です。事業計画変更に係る事由ですが、一般住宅及び温浴施設を建築する目的で転用許可を受け工事を行い、一般住宅の建築は完了していますが、温浴施設建設予定地は転用許可後から資材置場として今日まで使用しています。今後も資材置場として使用するために事業計画を変更するものです。

なお、事業計画の変更に伴う面積の増減はございません。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、8番委員。

8番委員 それでは、議案第50号申請番号1番について現地の調査の報告をいたします。現地案内図は5ページになります。去る4月9日午後1時より、代理人行政書士立会いのもと、事前調査を行いました。調査事項に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、本案件は報告第14号整理番号5番関連の追認を受けるための事業計画変更申請であり、立地基準及び一般基準ともに満たしており、問題なしと判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第15、議案第51号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第51号についてご説明いたします。議案書36、37ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番につきましては、宅地進行化区域内農地ですが、一部が用途地域内の農地になっています。

続いて申請番号2番については、一般住宅建築のための転用申請ですが、転用面積から法面の面積を除くと500平方メートル以内に収まることから妥当と判断しています。以上です。

議 長 続きますて、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、11番委員。

11番委員 それでは議案第51号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る4月9日午後4時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、満たしていると判断いたしました。以上であります。
皆様のご審議をよろしく願いたします。

議 長 続きますて、申請番号2番、3番、4番について、9番委員。

9番委員 議案第51号申請番号2番、3番、4番の調査を一括して報告いたします。現地案内図は7ページです。申請内容は記載のとおりです。去る4月11日午後1時45分頃より、代理人行政書士から説明を受け、調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。
皆様のご審議をよろしく願いたします

議 長 続きますて、申請番号5番について、18番委員。

18番委員 議案第51号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。申請内容は記載のとおりであります。現地案内図は8ページです。去る4月12日午前11時30分より、代理人行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。
よろしくご審議のほど願いたします。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第52号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第52号についてご説明いたします。議案書38、39ページ、申請番号1番から7番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番については、申請地の近接地で請け負った工事に係る現場事務所等、駐車場、資材置場、砕石置場としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和3年10月31日までとなっております。

続きまして、申請番号2番から7番については報告第11号関連の案件で、第3種農地のうち用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から申請番号1番の報告をお願いします。申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第52号申請番号1番についての現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページです。去る4月11日午前8時30分頃より、代理人行政書士の立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を確認した結果、一般基準、立地基準とも満たしていると判断いたしました。以上です。

皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に、申請番号2番から7番について、農地専門委員会に依頼しておりますので、農地専門委員会委員長から報告をお願いします。

委員長 それでは報告いたします。議案第52号申請番号2番から7番までの農地専門委員会の現地調査を報告いたします。これは報告第11号関連になります。去る3月30日午後2時頃より、代理人行政書士及び設置業者立会いのもと、現地調査を行いました。現地案内図は14ページの用途区域内の6か所(⑬⑰⑳㉑㉒㉓)です。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、いずれも用途地域内の農地であり、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第53号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第53号についてご説明いたします。議案書40ページから45ページ、申請番号1番から21番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番から17番については、報告第11号及び12号関連の案件で、用途地域ではない第3種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

続きまして、申請番号18番については、議案第47号申請番号1番及び3番関連の案件で、令和3年5月11日付けで営農型太陽光発電に係る一時転用許可の期間が満了となることから、再度一時転用申請をするものです。

続きまして、申請番号19番及び20番については、議案第47号申請番号5番関連の案件、申請番号21番については議案第47号申請番号4番関連の案件で、いずれも令和3年6月11日付けで営農型太陽光発電に係る一時転用許可の期間が満了となることから、再度一時転用申請をするものです。以上です。

議 長 続きまして、先に申請番号18番から21番までを現地調査委員から報告をお願いします。申請番号18番、19番、20番について、5番委員。

5番委員 それでは私の方から議案第53号申請番号18番、19番、20番につきまして、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は、10ページに示したしたとおり、18番19番20番ともに近接していること、さらには、被設定人が同一であることから、一括して現地調査を行いましたので、ご了承願います。

去る4月14日午前9時より、申請人立会いのもとに現地調査を行いました。調査書の調査項目に従いまして、申請人より聞き取りを行い、さらに現地を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。

さらに、本申請は営農型太陽光発電施設の更新事業でありますので、過去の営農状況を確認しました。平成31年、令和元年、令和2年の3か年です。令和2年の営農状況は、長雨による不作で基準を満たしてはおりませんでした。ただ、平成31年、令和元年とも基準を満たしていること、さらには、令和2年の不作の原因を調査し、その対策も計画していることから、今後、良好な営農が見込まれると判断いたしました。以上です。

ご審議の方よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 続きまして、申請番号21番について、7番委員。

7番委員 議案第53号申請番号21番について、現地調査の報告いたします。現地案内図は11ページです。関連する議案47号申請番号4番でございます。去る4月12日午後4時より、被設定人及び設定人の立会いのもと、現地について調査項目に基づき調査したところでございます。

土地については、所在、面積、申請事由については記載のとおりであります。当該農地の調査結果では、営農型太陽発電に係る一時転用でございます。要件必須とされる農業所得は基準に基づいて概ね確保されたということでございます。

そのほか、立地基準、一般基準とも満たしているということで判断をいたしました。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、申請番号1番から17番までを農地専門委員会に依頼しておりますので、農地専門委員会委員長から報告をお願いします。

委員長 議案第53号申請番号1番から17番まで、農地専門委員会で現地調査を行いましたので報告いたします。報告第11号及び報告第12号関連になります。去る3月30日午後2時頃より、代理人行政書士及び設置業者立会いのもと、現地調査を行いました。

調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しましたところ、立地基準は満たしているものの、一般基準については、農業用排水施設への支障が懸念されることと、申請地の雑草管理、周辺農地の営農に不安が残るとの意見等があり、結論が出ませんでした。

このことから、再度、4月8日午後1時30分から農地専門委員会を開催し、一般基準に適合しているか協議しました。

協議の結果、農業用排水施設や下流域への影響、周辺農地の日照・通風等の支障、農地の分断、農道や農地の利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれが懸念されることから一般基準を満たしていないため、申請番号1番から17番までについては許可できないとの判断となりました。以上です。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

議長 15番委員。

15番委員 先ほどの18番から21番の案件で、借入金の下に「補助金」と記載されています。これはどういった補助金なのでしょうか。ご説明をお願いします。

議 長 事務局。

事務局 この補助金につきましては、京都にあります「PHP研究所」の「再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助金」でございます。以上です。

議 長 15番委員。

15番委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。

議 長 15番委員。

15番委員 農地専門委員会で1番から17番までを検討した結果、「許可相当ではない」と判断したようですが、それで設定人は納得されたのですか。

議 長 事務局。

事務局 この案件につきましては、農業委員会では意見を付して福島県に送るという形でございます。市農業委員会には許可権限はございませんので、あくまでも意見として許可権限者である福島県に申し上げるという形でございます。

市農業委員会には許可権限がないので、特に申請人に対して許可不許可を伝えるべきはないと考えます。以上です。

議 長 15番委員。

15番委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。

議 長 7番委員。

7番委員 大変大きな太陽光発電で規模的に大きく、申請は個別だということで確認させていただきました。論議する前にお伺いします。この案件について申請番号1番から17番について質問します。

まず第1点。この案件は被設定人10人おりますが、4月定例会への申請期限

までに10人の方々が同時に申請されていますが、これは偶然でしょうか。また、この件に関して、事前に協議をもって事務局に細かなことを含めて、事前相談があったのかどうか伺います。

二点目は、一般的な開発申請は隣接に同様な規模で同様な目的で開発する場合は、開発行為の基準により大規模開発申請になるものと理解しています。全く隣の土地と境界線1本にして単独で皆申請する内容ですから、その点についても伺いたい。

議 長 事務局。

事務局 申請ですが、行政書士からまとめて申請された案件になります。事前に「こういう案件を申請する予定」という相談は若干受けております。

議 長 事務局。

事務局 ただいまの質問1番目の「事前相談があったかどうか」については、「FIT申請」が同時期ということで「FIT申請」がなってから上げてきました。たまたまFIT申請時期が重なったものです。

ただし、市農業委員会として考えるにあたっては、先ほど農地専門委員長からもお話ありましたように、一体化として捉えて判断すべきだろうと事務局では考えておりました。以上です。

議 長 7番委員。

7番委員 そうしますと、申請行為はこれはもうやむを得ない受付として審査するという
ことで理解していいということですね。

それから説明では、図面を見ると都市計画法の網が一部隣接のところにありまして、この黄色で囲んだ用地の用途は準工業地域か何かになっていると思います。その南側に今回申請の土地がありますが、隣のほ場整備事業を執行中ですし、その間がこんなに土地が乱雑に今回申請が上がってきたところで、これは大変なことだなと私は思っております。

先ほどの説明で第3種農地というような表現で説明されました。この地域は第3種農地と理解してよろしいですか。農振農用地上は除外されていると情報が入ってます。これは第3種農地という判断でよろしいですか。

議 長 事務局。

事務局 本日、「農地転用の許可基準」という冊子を配布しました。1 ページ目（冊子 8 6 ページ）をご覧ください。ここに農地転用許可基準が記載されています。この中に農地区分の判定手順がございます。このフロー「YES」「NO」で判定しますと、先ず 1 番上の「農用地区域内の農地であるか」。ここは農振が入っておらず「NO」となります。

そうすると「市街化調整区域の場合、甲種農地に該当するか」。本市では市街化調整区域を設定していないので「NO」です。

となると、その下に「第 3 農地に該当するか」がございます。ここで①から⑥まででございます。この農地は近くに小高駅がございます。これが何にあたるかと言いますと、「②公共施設至近距離区域内農地」にあたります。小高駅から 3 0 0 メートル以内の土地につきましては、第 3 種農地扱いということになります。

これで②に該当しますから「YES」となり、第 3 種農地になるということです。以上です。

議 長 7 番委員。

7 番委員 了解しました。

議 長 それでは、暫時休議します。

(休議)

議 長 それでは再開いたします。午後 3 時 3 0 分になりましたので、通告のとおり 1 番委員が退席いたします。よろしくお願ひします。

ほかに質疑等はありませんか。

議 長 7 番委員。

7 番委員 農地専門委員会の調査報告がありましたが、本件について農地専門委員会の考えのとおり賛成する立場で意見を申し上げます。

申請されている南小高姥田地区は、小高区の玄関先に位置しており、隣接地では都市計画法に定める準工業地域の指定に基づく土地利用計画の用途に応じ、加えて、国営農業水利事業（大柿ダム）の不可避受益地及び主要な受益地で稲作の経営地帯であります。

このまま許可されますと、個別単位の防護柵設置によって狭隘な農道や用排水路の未整備が重なり、さらに施設機能の低下が嵩み、残された農用地の土地利用で大きな障害となります。

さらに、農業機械の大型化により農作業がより困難と見込まれます。東日本大震災以降、特に農家の超高齢化の現象や後継者不足が問われながらも、小高区では農業の再興や復興事業が促進されていますし、隣接する農用地では場整備事業が進んでおります。

このことから、今回の許可申請は、土地利用上、営農上の障害となり、今後、大きな問題を残すのではないかと考えます。以上、意見として述べます。

議 長 ほかにありませんか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして質疑等がありませんので、申請番号18番から21番までは原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

 なお、申請番号1番から17番については、不許可相当としてそれぞれ県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第54号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

 事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第54号についてご説明いたします。議案書46ページになります。申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。いずれも不耕作により非農地化したことに対する証明申請で、申請番号1番については、農地利用状況調査で山林化していると判定され、その後の農地利用意向調査を実施した地区から申請のあった案件となります。

 申請番号1番の3筆については非農地と判定いたしましたが、申請番号2番の1筆については農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、13番委員から申請番号1番と2番の報告をお願いします。

議 長 13番委員。

13番委員 議案第54号申請番号1番と2番について、去る4月6日午後2時頃より、調査担当委員（市農地利用最適化推進委員）2名、13番委員、事務局2名による

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和3年5月 日

議事録署名人（14番・フタツヤ ジュンイチ）

議事録署名人（15番・ハンガイ マチコ）

議事録署名人（17番・サトウ リョウイチ）
